

令和7年度海外高付加価値旅行者層向けプロモーション委託業務
企画提案コンペに関する質問及び回答

質問1

業務仕様書 4 業務内容 イ ファムトリップの実施

「ファムトリップには受託者と全国通訳案内士相当の技能を有する者が同行し、行程管理等を行うこと。」とのことであるが「全国通訳案内士相当の技能」とは、具体的にどのようなものか（語学力なのか、三重県での観光案内の能力か、行程管理の能力か、等）。総合旅程管理主任者資格、総合旅行業務取扱管理者資格は「全国通訳案内士相当の技能」に相当するか。

回答1

全国通訳案内士相当の技能とは、ファムトリップ招請者と外国語で意思疎通ができる語学力や三重県での観光案内の能力（三重県の観光資源に関する理解）を指しています。

上記理由のため、一概に「総合旅程管理主任者資格」や「総合旅行業務取扱管理者資格」が「全国通訳案内士相当の技能」に相当するわけではなく、個人のスキルや経験でご判断ください。

なお、ファムトリップには受託者の方も同行いただく仕様ですので、行程管理等は受託者の方、もしくは全国通訳案内士相当の技能を有する方のどちらかで行程管理をしていただく想定をしています。

質問2

業務仕様書 7 その他 (3)再委託

「契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。」とのことであるが、三重県様の承諾を得るための手続きを教えてください。

回答2

本委託業務の契約締結後に再委託承認申請書をご提出いただきます。その後、本県で内容を確認させていただき、合理的な理由があると認めた場合に再委託承認書を送付します。

質問3

被招請者は、日本を拠点にする企業（主に日系企業）と海外が拠点の企業（外資系）のどちらでも良いのか。

回答3

ファムトリップ参加者の選定は海外現地旅行会社を想定していましたが、三重県への送客に効果的であるならば、在日旅行会社でも問題ありません。